

第一次指宿市総合振興計画 基本構想(案)

平成19年11月
指 宿 市

< 目 次 >

第 1 部

序論

第 1 章 計画の策定にあたって	2
第 1 節 計画策定の視点と目的	2
第 2 節 計画の役割と位置付け	3
第 3 節 計画の構成と期間	4
第 2 章 計画の背景（時代の潮流）	6
第 3 章 指宿市のあゆみと現況	10
第 1 節 指宿市のあゆみ	10
第 2 節 指宿市の特性	12
第 3 節 市民から見た指宿市	14

第 2 部

基本構想

第 1 章 まちづくりの基本理念と将来都市像	22
第 1 節 基本理念（まちづくりの 3 つの基本姿勢）	22
第 2 節 将来都市像（目指すべきまちの姿）	24
第 2 章 将来目標	26
第 1 節 基本目標	26
第 2 節 基本方針	28
第 3 節 将来人口	32
第 3 章 施策の大綱	34
第 1 節 【社会基盤】	
利便性に優れた 快適なまち	34

第2節	【生活環境】	
	みんなでつくる“人”と	
	“環境”にやさしいまち・・・・・・・・・・	36
第3節	【産業経済】	
	資源と産業が結合し湯遊と暮らせるまち・・・・・・・・	40
第4節	【保健医療福祉】	
	すべての人が健康で安心して	
	生き生きと暮らせるまち・・・・・・・・・・	44
第5節	【教育文化】	
	郷土を愛し未来を拓く	
	こころ豊かな人材をはぐくむまち・・・・・・・・	48
第6節	【コミュニティ・協働】	
	市民と行政が協働で創る活気あふれるまち・・・・・・・・	52
第7節	【行財政】	
	市民とともに行財政改革を進めるまち・・・・・・・・	54

人づくりを重視するまちづくり

生活の質の向上をめざすまちづくり

地域資源を最大限活用するまちづくり

豊かな資源が織りなす 食と健康のまち

国際共栄都市
アジア等との
交流・連携

生活充実都市
豊かな自然環境と
調和した街

保養観光都市
温泉等の多彩な
地域資源の活用

健康産業都市
一次産品や温泉等の
価値の多面的活用

食料供給都市
安心できる質の高い
農水産物の提供

【社会基盤】
利便性に優れた快適なまち

【生活環境】
みんなで作る
“人”と“環境”にやさしいまち

【産業経済】
資源と産業が結合し
湯遊と暮らせるまち

【保健医療福祉】
すべての人が健康で
安心して生き生きと暮らせるまち

重点事業(案)
共生・協働
環境
男女共同参画

【教育文化】
ふるさとを愛し未来を拓く
こころ豊かな人材をはぐくむまち

【コミュニティ・協働】
市民と行政が
協働で創る活気あふれるまち

【行財政】
市民とともに
行財政改革を進めるまち

住みやすい魅力あふれるまち
にぎわいのある元気あふれるまち
人と人をつなぐ情報が生きるまち

ゆとりとやすらぎに満ちたまち
環境と循環の“環”で
未来へつなぐまち
市民の暮らしを守る災害に強いまち

安全で安心して暮らせるまち
資源を生かし活力に満ちた
農林水産業のまち
自然と温泉を生かした
国際観光のまち

活気あふれる商と工の育つまち
地域資源を生かした健康のまち
のびのび成長!にこにこ子育て!
笑顔あふれるまち

地域ぐるみで目指す
“生涯現役”のまち
住み慣れた地域や家庭の中で
安心して暮らせるまち

互いに学びあうまち
子どもが夢がふれるまち
歴史と文化の香り漂うまち
さわやかな汗が輝くまち

みんな仲良く暮らせるまち
地域で元気なまち
みんなが支えあつてつくるまち
市民が主体的に参画するまち

効果的な市民サービスを提供するまち
健全な財政運営に取り組むまち
広域で連携するまち

広域で連携するまち
健全な財政運営に取り組むまち
効果的な市民サービスを提供するまち
市民が主体的に参画するまち

広域で連携するまち
健全な財政運営に取り組むまち
効果的な市民サービスを提供するまち
市民が主体的に参画するまち

広域で連携するまち
健全な財政運営に取り組むまち
効果的な市民サービスを提供するまち
市民が主体的に参画するまち



第 1 部 序 論



第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の視点と目的

1. 計画策定にあたっての基本的な視点

指宿市は、平成18(2006)年1月1日に、それまでの指宿市、山川町、開聞町の1市2町が合併して誕生したまちです。池田湖を中心として位置するそれぞれのまちは、昔から歴史や文化、日常生活圏などあらゆる面でつながりが強く、「いぶすき菜の花マラソン」などのイベントや観光・農林水産業などにより一体感を醸成しながら発展してきました。

近年、本格的な地方分権時代の到来をはじめ、共生・協働時代の到来、少子高齢社会の進行、地球レベルでの環境悪化、高度情報化・国際化の一層の進展、産業を取り巻く環境の急速な変化、市民ニーズの多様化など、社会・経済情勢は大きく変化しています。今後は、このような社会・経済情勢の変化を的確に捉え、それらに対応したまちづくりの実行が求められています。

そのような中、本市では、NHK大河ドラマ「篤姫」の放映や平成23(2011)年には九州新幹線全線開業など、今後の地域活性化へ繋がる大きな可能性を秘めています。また、グリーンツーリズムや食の安全志向、地産地消などスローライフ・スローフードの意識の高まりに応えるだけの観光資源や農林水産物にも恵まれています。

総合振興計画は、これらの豊富な地域資源を生かしながら、今後の8年間の指宿市のあるべき姿を、「環境との共生」や「共生・協働」、また「男女共同参画社会の形成」などの視点から検討し、まちづくりの基本として策定したものであり、まちづくりのビジョンを示す指針となるものです。

2. 計画策定の目的

総合振興計画は、合併後最初に策定する総合的なまちづくり計画であり、目指すべきまちの将来像を描き、まちづくりの目標を明確にする今後8年間の羅針盤となるものです。また、市民、事業者との協働によるまちづくりを進めるための指針であり、地域の均衡ある発展、今後の新たな時代環境に柔軟に対応することを目的として策定するものです。

第2節 計画の役割と位置付け

1. 指宿市政運営の最高方針

総合振興計画は、地方自治法第2条第4項において、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と規定されています。本市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画で、行政の各種計画や施策の基本となるものであると同時に、今後の8年間の指宿市の羅針盤として、行政内部および市民に対してまちづくりの目標とその実現方法を示す計画です。

2. 新市建設計画との整合性

新市建設計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」の規定により、合併協議会において策定が義務づけられた計画であり、「合併協定項目」のひとつとして合併後も尊重され、実施していくべきものです。

一方、総合振興計画は地方自治法に基づき策定される基本構想を核とした計画です。従って、合併市町村には例外なくこの2つの計画が並行して存在することとなり、その整合性を図る必要が生じます。どのようにその整合性を図るかについては、財政状況等を勘案しつつ取捨選択し、優先順位を付することにより行うこととしますが、具体的には、新市建設計画の中から、より具現性の高いものを抽出し、基本計画および実施計画へと委ねられることとなります。ただし、新たな行政需要から生じた事業については、新市建設計画に掲載されていなくても実施する場合があります。

近年、国の地方財政改革による国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の見直しを検討するいわゆる「三位一体の改革」に伴い、地方財政は合併前の予想を上回る極めて厳しい局面を迎えています。新市建設計画についても、そのあまりに早い状況変化から厳正な見直しを余儀なくされています。

この総合振興計画では、新市建設計画の考え方を基本としながら、また現在の財政状況を勘案しながら、本市の将来に希望の持てる計画となるよう各種施策を推進していきます。

第3節 計画の構成と期間

1. 基本構想

基本構想は、本市の現状とまちづくりの課題を踏まえ、目指すべきまちの将来像や将来目標、これを実現するための施策の基本的な方向を示すものです。

期間は、平成20（2008）年度を初年度とし、「新市建設計画」の計画期間終了年度である平成27（2015）年度までの8年間とします。

2. 重点事業

基本構想を実現するために、市全体として重点的に取り組んでいく事業です。

期間は平成20（2008）年度から平成27（2015年）年度までの8年間です。なお、後期基本計画策定時に見直しを図ります。

3. 基本計画

基本計画は、基本構想をもとにその目標を達成するため、施策の具体的な内容を部門別に体系化したものです。

期間は、平成20（2008）年度から平成23（2011）年度までの4年間とします。平成24（2012）年度から平成27（2015）年度までの4年間については、後期基本計画を策定します。

4. 実施計画

実施計画は、基本計画で体系化した各施策の実施時期や事業量、実施方法を具体化したもので、各年度の予算編成の指針となります。

また、効果的かつ効率的な行財政運営を継続的に行っていくため、計画に掲げられる施策や事業を対象とし、その必要性や評価を客観的に行う行政評価システムと連動させます。

第2章 計画の背景（時代の潮流）

1．加速する少子高齢社会

日本の年間出生数は、昭和48（1973）年の209万人以降、減少傾向が続いており、平成15（2003）年には112万人と昭和48（1973）年の54%にまで減少しています。合計特殊出生率でも、当時最も高かった昭和46（1971）年の2.16から平成15（2003）年では約4割減の1.29となっており、長期的に人口を維持できるとされる2.07を大きく下回っています。

今後は、子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するとともに、社会全体で子どもを育てていくという視点に立った取り組みが必要になります。

一方、日本の高齢化は、世界に類の無い速さで進行しており、65歳以上人口は平成12（2000）年の2,204万人（人口構成比17.4%）から、団塊の世代が高齢者となる平成27（2015）年には3,277万人（人口構成比26%）になると推計されています。

今後は、医療・介護など高齢者にかかる費用の次世代の負担を軽減するために、高齢者の生活を地域社会が支え、高齢者も子育て支援など様々な形で地域社会に貢献するなど、地域でともに支え合う仕組みをつくる必要があります。

2．深刻化する環境問題

私たちの様々な活動に起因する環境問題は、生活排水による水質汚濁や廃棄物などの身近な問題から、エネルギーの大量消費などによる地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨の問題など地球規模の環境問題に至るまで複雑多岐にわたっています。

これらの環境問題解決に向け、各種リサイクル関連法の整備やダイオキシンなどの化学物質管理の推進、地球温暖化問題に対応するための京都議定書の発効など様々な取り組みが行われていますが、問題はより一層深刻化することも予想されています。

地球環境問題は、人類共通の課題であり、現代に生活する私たちには、将来世代に豊かな自然環境・資源を引き継ぐ使命があります。物の豊かさや便利さだけを追求するのではなく、一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、自然と共生しながら限りある資源を有効に活用するなど、環境への負荷の少ない社会経済システム、循環型社会の構築が求められています。

市民や事業者、行政の各主体がそれぞれの責任と役割を果たし、協働して環境保

全活動に自主的・積極的に取り組むことが重要となっています。

3．安全・安心の確保

近年、世界各地においては、地震や津波などの自然災害や、テロなどの人為災害が多く発生しています。

国内においても、地震や台風、大雨などの自然災害が、これまでを上回る規模で発生しています。また、犯罪が凶悪化、巧妙化、低年齢化するとともに、飲酒運転による交通事故などが多発しており、人々の安全・安心な生活が脅かされています。

今後は、自然災害や凶悪犯罪、テロ行為などについて、行政はもちろんのこと、市民・企業・地域社会全体で防災・防犯体制を構築し、連携・協働して、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

4．国際化・高度情報化社会の進展

技術の向上に伴い、人や物の輸送手段が充実し、国際的な交流が増加するとともに、海外旅行や輸出入などが手軽に行えるようになったことで、世界各国間の時間的距離は急速に確実に縮まり、経済活動をはじめ、人や物、文化など、交流の国際化はますます進展しつつあります。

また、インターネットの普及やブロードバンド環境の充実等、ICTの進歩による高度情報化社会が進展しつつあり、誰もが容易に即座に世界中の情報を入手できるようになりました。

現在、国は、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」が情報通信技術の恩恵を受けられる「ユビキタス社会」の実現に向けた政策を進めており、コンピュータや携帯電話のみならず、自動車や家電等のあらゆるものが繋がった、便利で快適な社会の実現を目指しています。

これからは、国際間競争に対応できる世界に開かれたまちづくりが必要であり、個人一人ひとりが、国際理解を深め、国際社会の一員として世界的視野に立って行動するとともに、整備されたコンピュータネットワークを有効活用するなど、国際化・高度情報化社会に対応する必要があります。

ブロードバンド

光ファイバーやADSLなどの高速な通信回線によって実現される次世代のコンピュータネットワークと、大容量のデータを活用した新たなサービス。

ICT

コンピュータやデータ通信に関する技術の総称。情報通信技術。

5．地方分権（地域間競争・協働時代への対応）

地方分権推進法の成立を機に、議論の段階から実行の段階へ入った地方分権の推進は、明治維新、戦後改革に次ぐ「第三の改革」とも位置づけられています。

社会構造改革に対応した新しい行政のあり方が求められる中、「地方分権一括法」や「三位一体の改革」により、国に集中していた権限や税源が地方に移譲され、地方が自立し「自己決定と自己責任」の考え方のもと、責任を持つ分権の時代となりました。

分権の時代は、地域が自らの創意と工夫と努力で魅力ある地域をつくり、他の地域と競い合う地域間競争の時代でもあります。

今後は、地域間競争に打ち勝っていけるような魅力ある地域づくりを進める一方、観光や環境保全などについては、広域で連携・協調しながら取り組む必要があります。

6．市民と行政との協働

これまでのまちづくりは、行政があらゆる公共サービスを担い、市民はサービスの受け手という形で展開してきました。しかし、地方分権の進展や行政需要の多様化、急速な少子高齢化の進行などの様々な要因により、これまでのように行政だけで公共サービスを提供することは、質的にも量的にも困難な状況になっています。

今後は、行政だけが全てを担うのではなく、市民や地域、NPO等の市民団体、企業など、地域社会を構成する様々な主体がそれぞれの立場や役割を認識・尊重し、情報を共有しながら、知恵と力を出し合い、今ある課題の解決に向けて取り組むことが重要となってきました。

また、地方分権の時代において、地方自治体は国・県への依存体質から脱却し、市民のニーズや地域の実情を的確に把握するとともに将来を見据えた政策を進めることが求められています。

「まちづくりの主役」である市民が積極的に市政に参加できるよう、行政は分かりやすい情報を提供するとともに、計画・実施・評価それぞれの段階において市民が主体的に参画できるような仕組みを創り上げる必要があります。

第3章 指宿市のあゆみと現況

第1節 指宿市のあゆみ

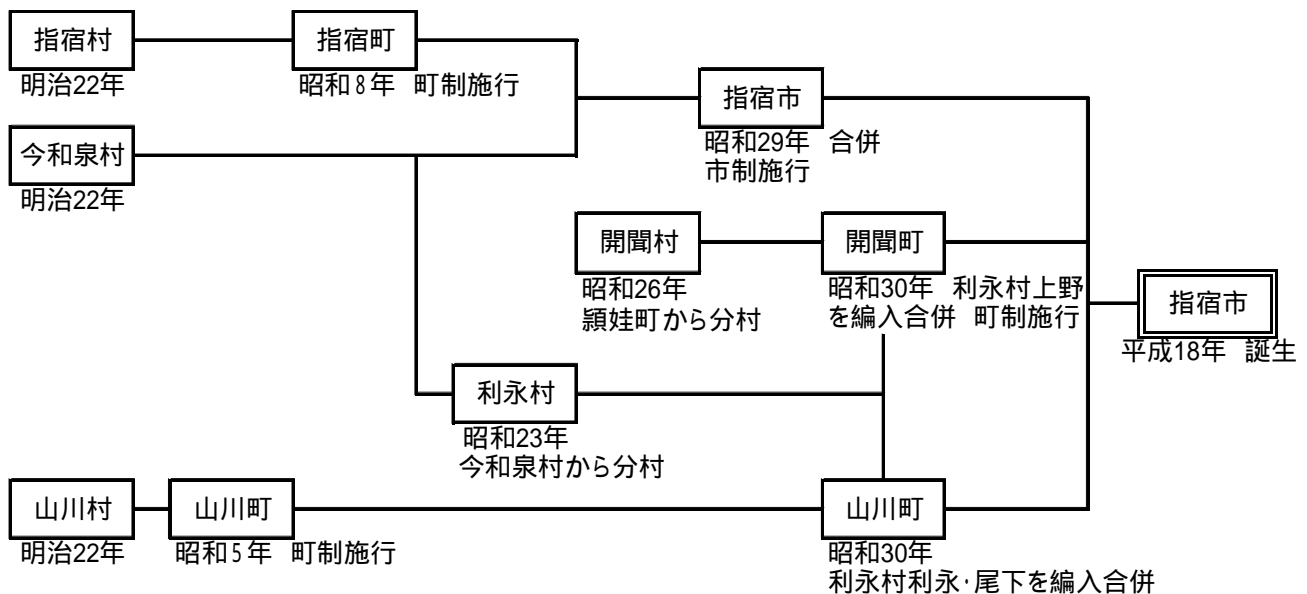
1. 沿革

本市内には、指宿橋牟礼川遺跡や成川遺跡、水迫遺跡など、様々な遺跡が散在しており、今から約2万8千年前のはるか昔、旧石器時代から先人たちが生活していたことが分かっています。その後、幾多の変遷があり、平安時代から室町時代には指宿氏、^{ねじめ}禰寝氏、頼娃氏が割拠したこともありましたが、安土・桃山時代から江戸時代の末期までは島津氏が統治していました。

明治22(1889)年、近代的な地方自治制度を導入するため「市制町村制」が施行されました。これを契機に「明治の大合併」が始まり、指宿郷・今和泉郷・山川郷は、それぞれ指宿村・今和泉村・山川村となっています。

その後、昭和5(1930)年に山川村、昭和8(1933)年に指宿村で町制が施行され、昭和23(1948)年には今和泉村から利永地区が分離し、利永村が誕生しました。昭和26(1951)年には、頼娃町から十町地区・仙田地区が分離し、開闢村が誕生しています。

また、昭和28(1953)年、「町村合併促進法」が施行され、これを契機に「昭和の大合併」が始まりました。昭和29(1954)年には指宿町と今和泉村の合併で指宿市が誕生し、昭和30(1955)年には山川町が利永村の利永地区と尾下地区を編入合併、開闢村が利永村の上野地区を編入合併し、同時に町制を施行しています。



2 . 新「指宿市」の誕生

21世紀を迎え、市町村を取り巻く情勢は、住民の日常における生活圏の広域化や地方分権の推進、少子高齢化の進行、国・地方の厳しい財政状況など、大きく変化しました。また、地方分権の観点から、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村の力量が問われる時代となりました。

これらに的確に対応するため、平成13(2001)年5月に「指宿市郡合併調査研究会」を設置し、平成14(2002)年4月には県内でいち早く「指宿地区任意合併協議会」を設置しました。

その後、平成15(2003)年1月に「指宿地区4市町合併協議会」を設置し、45項目の協定項目について協議を行いました。平成16(2004)年11月、穎娃町の協議会離脱を受け、指宿市、山川町、開聞町は、協議会の名称を「指宿地区3市町合併協議会」に変更し、その後、新市建設計画を含む合併協定項目すべてを協議・承認し、住民説明会を開催しています。

そして、平成17(2005)年2月8日、3市町で合併調印式を挙行し、同年8月16日の総務大臣の告示(総務省告示第918号)を受け、平成18(2006)年1月1日に新「指宿市」が誕生しました。

第2節 指宿市の特性

1. 位置・面積・気候

本市は、薩摩半島最南端に位置しており、東は鹿児島湾を隔てて大隅半島に対峙し、西は南九州市、南は東シナ海、北は県都鹿児島市に面しています。

面積は149.01km²であり、鹿児島県全体の約1.6%となっています。また、地目別で見ると、山林が48.85km²（33%）、畑が38.13km²（26%）、池沼が12.64km²（9%）、宅地が12.49km²（8%）、その他が36.9km²（24%）であり、山林の占める割合が高くなっています。

気候は、年平均気温が18.9度、年間総降水量が2,361mmとなっています。温暖で亜熱帯的な気候であり、市内にはソテツが自生しているほか、幸せを呼ぶといわれている熱帯蝶「ツマベニチョウ」が生息する北限の地ともいわれています。

2. 自然

本市は、中央部に九州最大の湖「池田湖」、東部に潮の干満で陸続きになる、環境省のかおり風景百選に認定された「知林ヶ島」、南西部に標高924m、日本百名山のひとつで薩摩富士と呼ばれる「開聞岳」、南部に南国ムード漂う「長崎鼻」を有しています。

また、本市は霧島火山帯、鹿児島湾入口の阿多カルデラの中に位置することから、その副産物として、世界的にも珍しい天然砂むし温泉をはじめとする豊富な温泉資源に恵まれています。

このほか、天然の良港であり“鶴の港”と呼ばれる「山川港」や1日10万トンも湧き出る清水を有し、国土交通省の水の郷百選にも認定された「唐船峡」などもあります。

地目別面積

単位：km²

山林	畑	池沼	宅地	原野	田	鉱泉地	その他	総数
48.85	38.13	12.64	12.49	3.81	3.59	0.07	29.43	149.01

資料：統計いぶすき（平成19年度版）

年平均気温

単位：度

年	平均最高	平均最低	平均
平成16（2004）年	23.5	14.9	19.2
17（2005）年	22.2	13.6	18.1
18（2006）年	22.9	14.6	18.9
3カ年平均	22.9	14.4	18.7

資料：統計いぶすき（平成19年度版）

年間総降水量

単位：mm

年	総降水量	最大日量
平成16（2004）年	2,455.5	208.0
17（2005）年	2,373.5	131.0
18（2006）年	2,361.0	131.0
3カ年平均	2,396.7	156.7

資料：統計いぶすき（平成19年度版）

第3節 市民から見た指宿市

総合振興計画を策定するにあたり、平成18(2006)年6月に、市民を対象にした「指宿市民まちづくりアンケート」、中学生・高校生を対象にした「いぶすき若人まちづくりアンケート」、小学生を対象にした「未来のいぶすき夢アンケート」を実施しました。

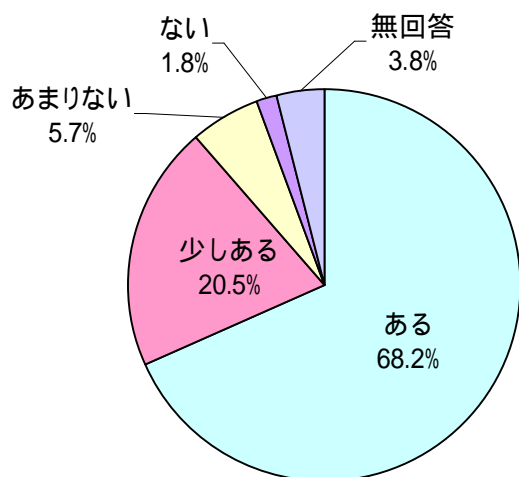
その主な結果は、次のとおりです。

アンケート対象者および回答率

アンケート名	対象者	対象者数	回答者数	回答率
指宿市民まちづくりアンケート	本市に住所を有する18歳以上の男女から無作為に抽出した2,000人	2,000人	829人	41.5%
いぶすき若人アンケート	市内の中学校・高校に通学する中学3年生及び高校3年生全員	949人	853人	89.9%
未来のいぶすき夢アンケート	市内の小学校に通う小学6年生全員	430人	424人	98.6%

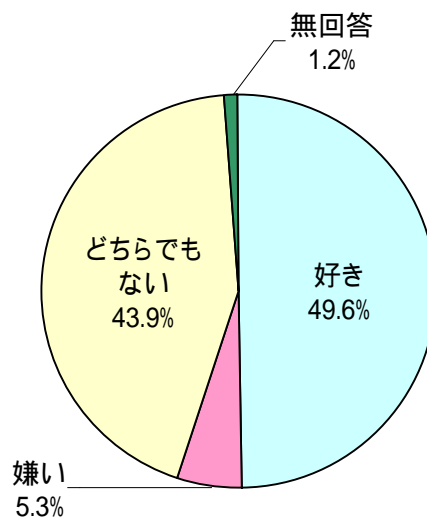
1. 指宿市に愛着がありますか？

(1) 市民



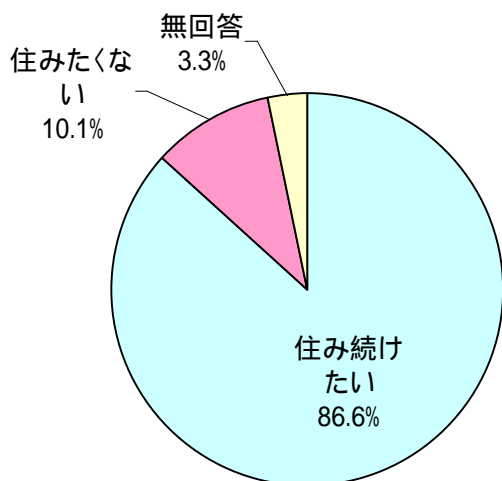
(2) 小学生・中学生・高校生

(指宿市が好きですか？)



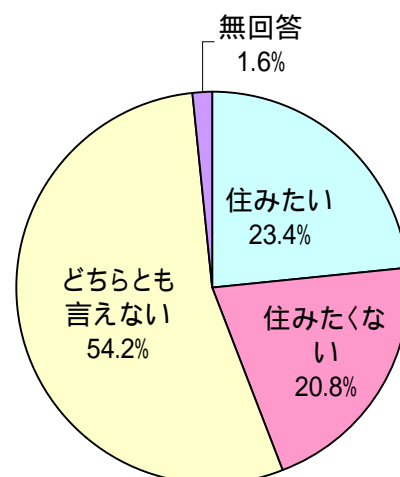
2. 指宿市に住み続けたいですか？

(1) 市民



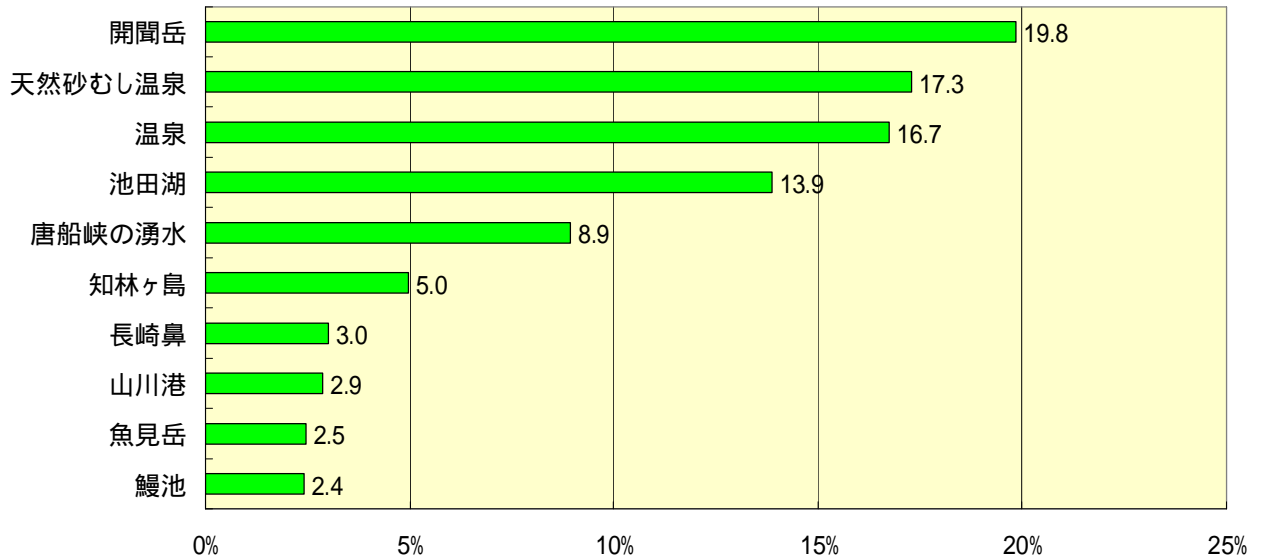
(2) 小学生・中学生・高校生

(大人になっても住みたいですか？)

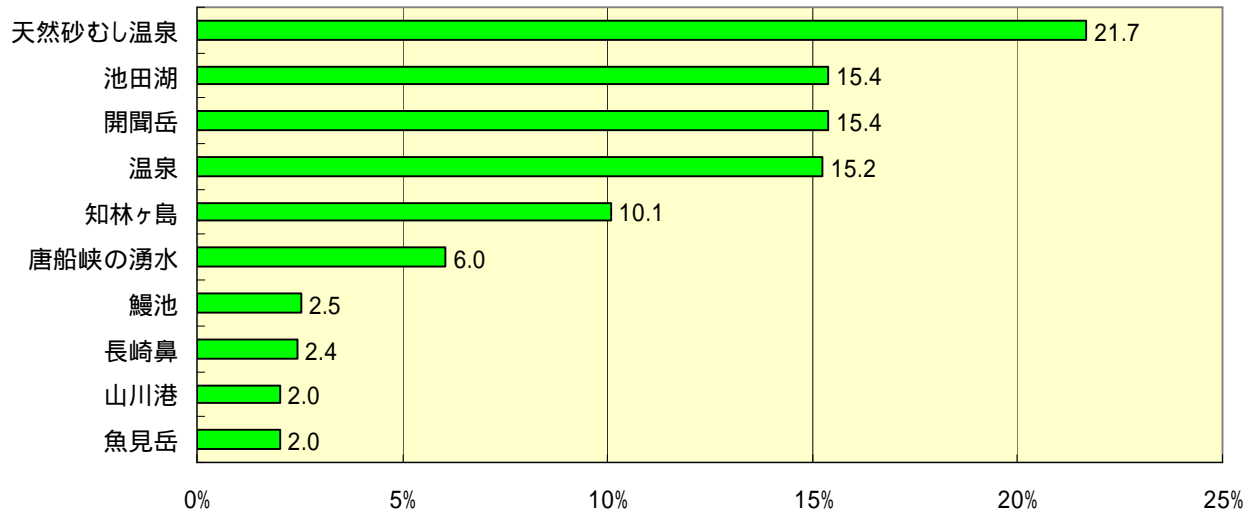


3. 指宿市の自然で大切にしたいものは何ですか？（上位10位までを抜粋）

（1）市民

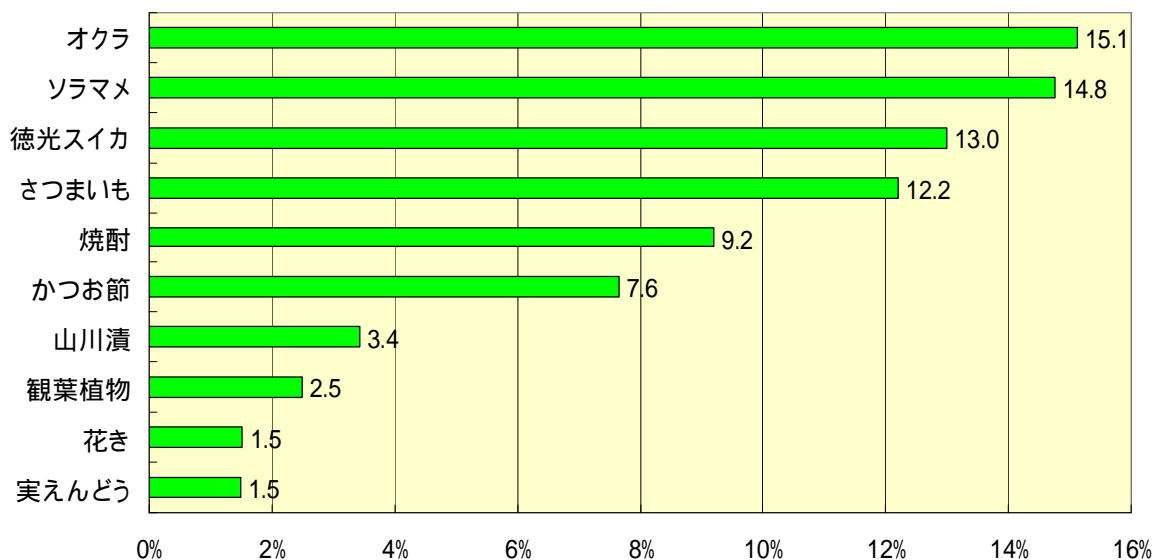


（2）小学生・中学生・高校生

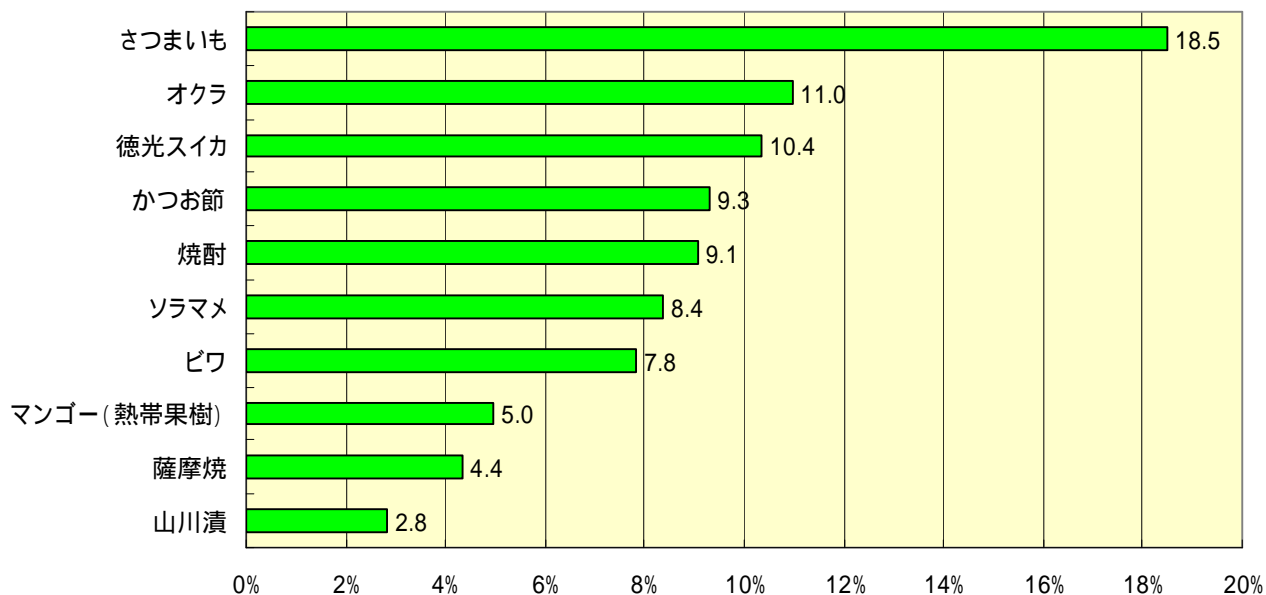


4. 指宿市の特産品で大切にしたいものは何ですか？（上位10位までを抜粋）

（1）市民

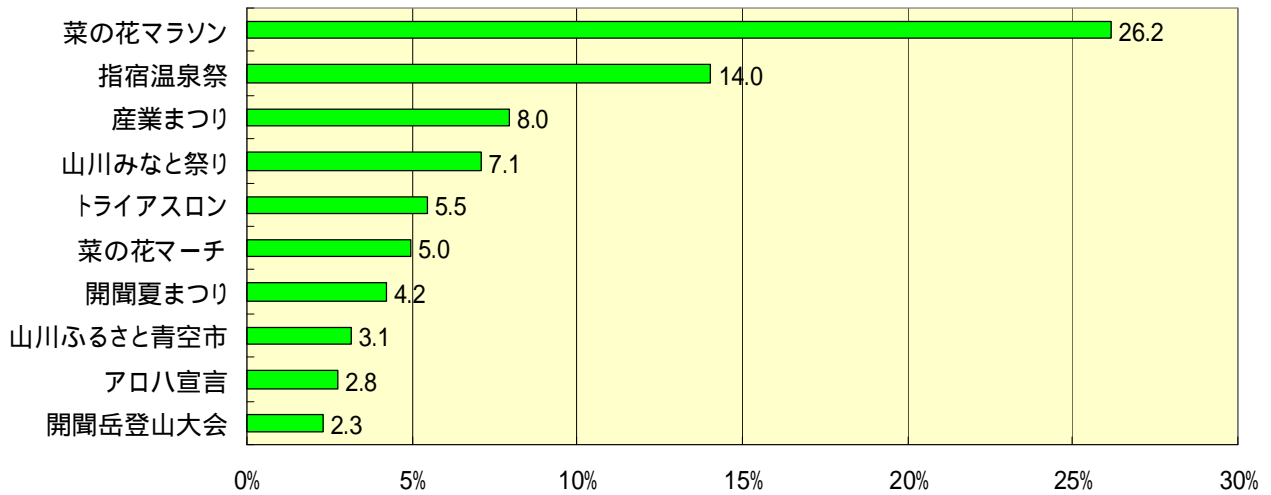


（2）小学生・中学生・高校生

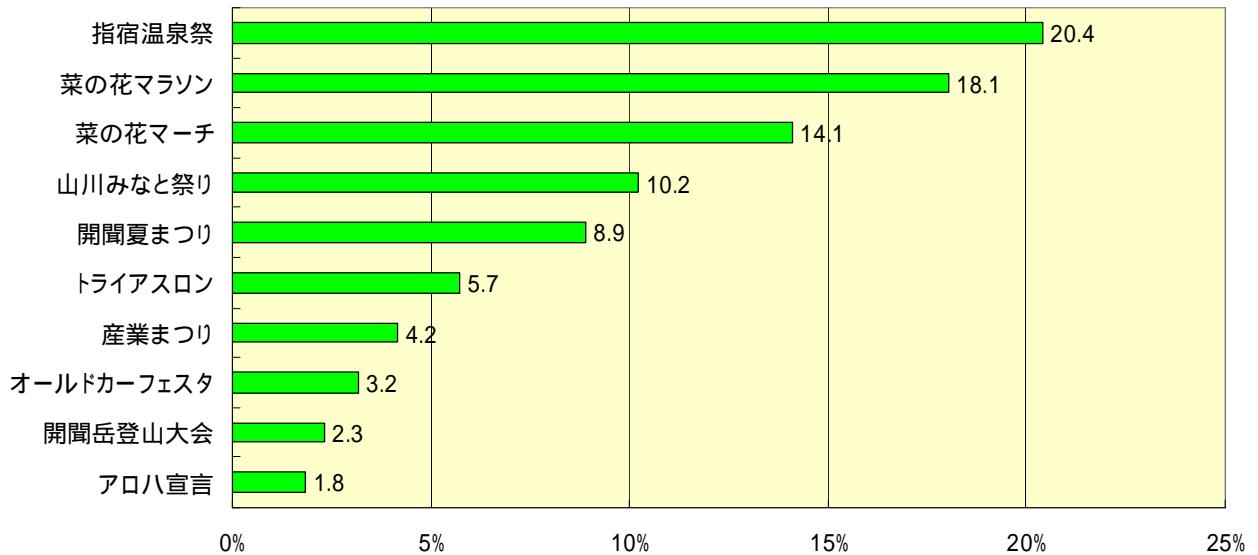


5 .指宿市のイベントや祭りで大切にしたいものは何ですか？(上位10位までを抜粋)

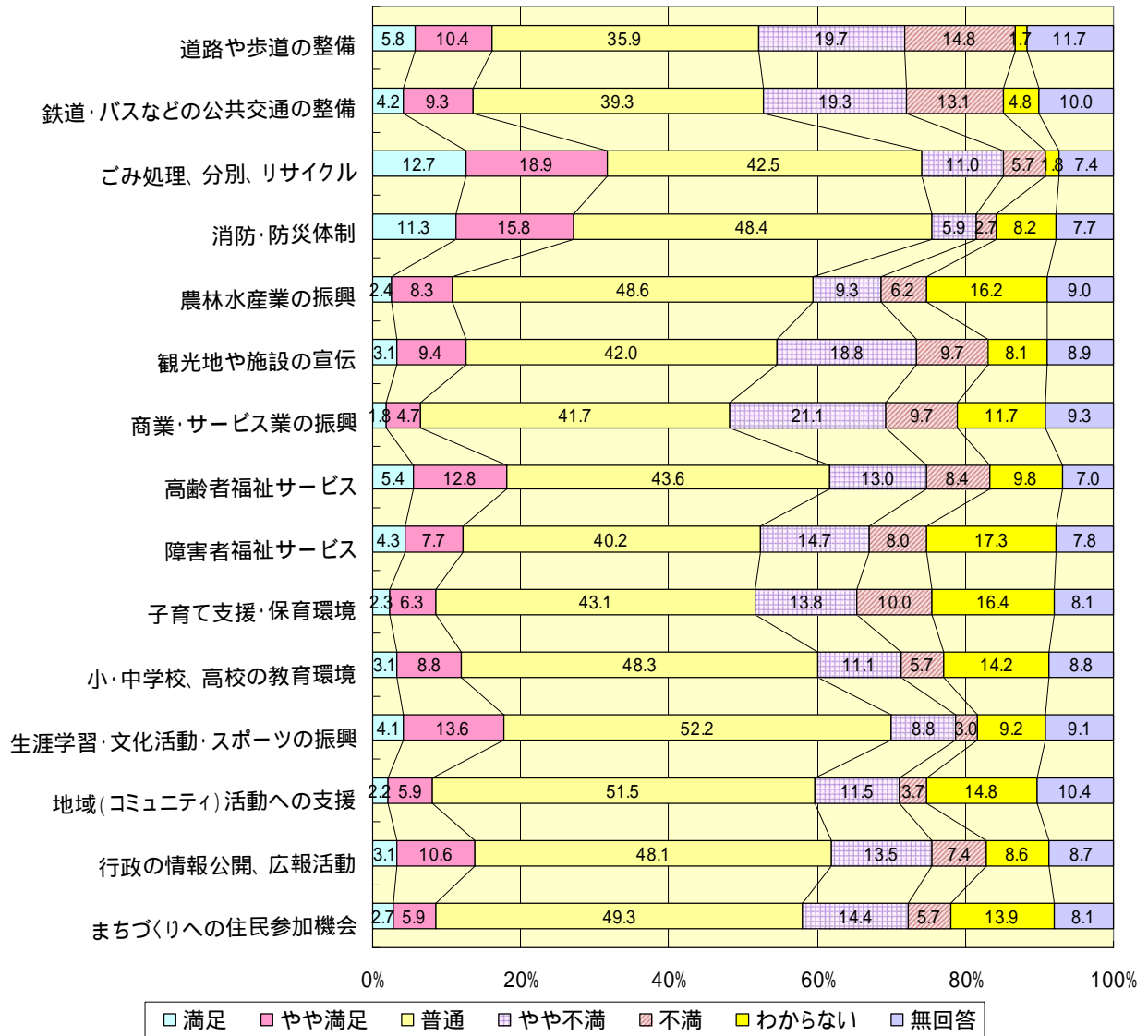
(1) 市民



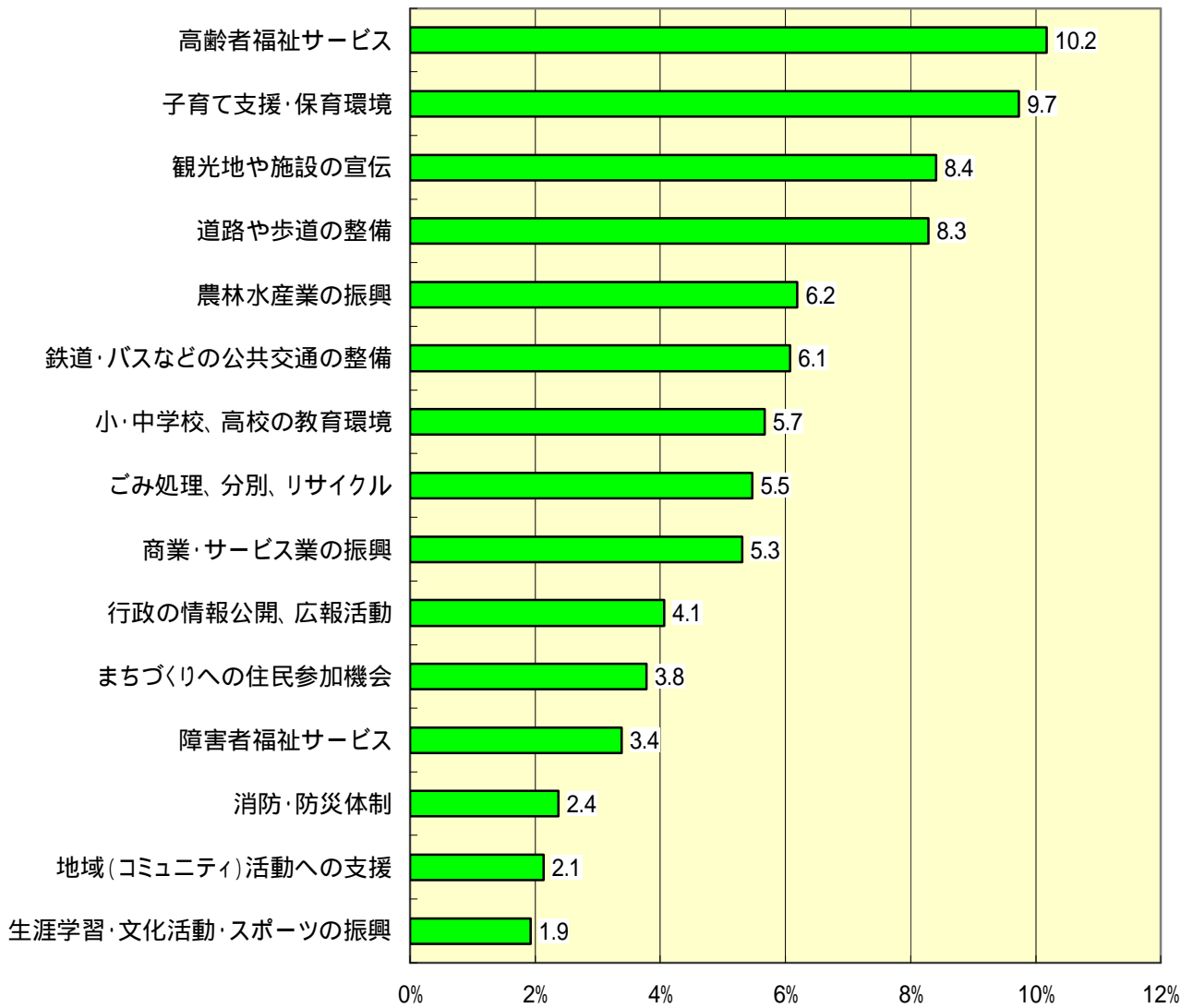
(2) 小学生・中学生・高校生



6. 指宿市の施策の満足度について（市民のみ）



7. 指宿市はどの分野に力を注ぐべきだと思いますか？（市民のみ、主なもの）





第 2 部 基本構想



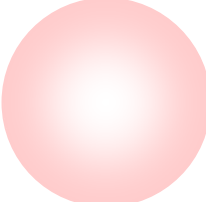
第1章 まちづくりの基本理念と将来都市像

第1節 基本理念 ~まちづくりの3つの基本姿勢~

私たちが暮らす指宿市は、砂むし温泉をはじめとする豊富な温泉や九州最大の湖・池田湖、開聞岳の裾野に広がる畑作地帯、天然の良港・山川港、歴史に彩られた多くの文化など、個性的で魅力ある地域資源に恵まれています。

新しい時代に光り輝く未来の指宿市を創造するためには、この素晴らしい自然や文化と共生しながら、市民と行政が互いに力を合わせ、誰もが快適に安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが重要です。

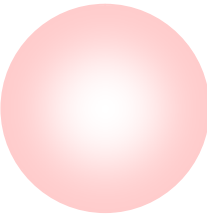
そこで、これからのまちづくりを進めるため、市民と行政が共有すべき基本理念を次の3つのとおり掲げます。



基本理念1 「地域資源を最大限活用」するまちづくり ~食の安定供給・交流の促進~

本市が有する多彩で魅力ある地域資源は、私たちの生活や産業活動にやすらぎや潤いなど様々な恩恵を与えてくれる貴重な財産です。

地域資源の新たな魅力を引き出すとともに、その可能性を最大限に活用し、質の高い食物を安定的に供給できる「食料供給基地」や国内外から観光客が訪れる「世界に誇れる観光地」の創造を目指します。

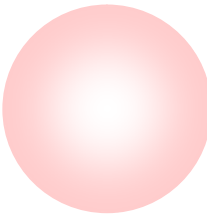


基本理念 2

「生活の質の向上」をめざすまちづくり ～環境との共生・健康への貢献～

本市は、温暖な気候や豊富な温泉、多彩な自然環境などに恵まれ、市民が健康で快適な暮らしを実現できる環境が備わっています。

先人たちが守り育ててきたこれらの自然と共生し、「花と緑など自然があふれるふるさとづくり」を進めるとともに、温泉などの恵みを活用して市民の健康増進を図る「長生きの里づくり」を目指します。



基本理念 3

「人づくり」を重視するまちづくり ～次世代の育成・パートナーシップ～

これからのまちづくりは、行政の力によって押し進められるべきものではなく、市民や地域、NPO等の市民団体、企業をはじめ、あらゆる主体が知恵を出し合い、力を合わせて進めていくことが重要です。

未来の指宿市を拓く魅力ある人材の育成を図るとともに、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という信念に基づき、市民と行政による協働のまちづくりを目指します。

第2節 将来都市像 ～目指すべきまちの姿～

新しいまちづくりは、温泉や肥沃な大地等の恵まれた自然環境を守りながら、これらが生み出す魅力ある「食」や「健康」を様々な分野に生かしていくことが重要です。

すべての市民が健康で、ふるさとに愛と誇りを持ち、住んでよかったと思えるまちづくりを進めるため、3つの基本理念を踏まえ、本市が目指す5つの将来都市像を右のとおり決めました。それらを総括し、代表する将来都市像を以下に掲げます。

豊かな資源が織りなす 食と健康のまち

温泉や海・森林・湖沼等の恵まれた自然環境が、市民生活や観光客に様々な形で活用されるまち

人々の安心・健康に対するニーズを満たす農林水産物や製品・サービスを創り出す産業が育まれるまち

これらの取り組みにより、健康に満ちた市民や国内外の観光客であふれるまち

5つの将来都市像は次のとおりです。これらは、個々に取り組みられるのではなく、相互に最大限の波及効果を生み出すことができるよう、相乗効果の高い取り組みを進めます。

安心できる質の高い農水産物を提供する南の「食料供給都市」

消費者が安心して食べられる安全な農水産物等を安定的に生産・供給でき、付加価値の高い産業としての農林水産業が発展する「食料供給都市」を目指します。

一次産品や温泉等の価値を多面的に活用した「健康産業都市」

農林水産業や観光等の基幹産業の振興を図るとともに、健康食品や温泉医療等の健康に関連する新産業の育成を進めることにより、モノからサービスに至るまで、多種多様な健康に関連する産業群が集積する「健康産業都市」を目指します。

温泉等の多彩な地域資源を活用する世界に誇れる「保養観光都市」

温泉を核とする様々な地域資源を活用することにより、市民および観光客が心身ともにリフレッシュでき、健康に過ごせる世界に誇れる「保養観光都市」を目指します。

豊かな自然環境と調和した街の魅力が輝く「生活充実都市」

豊かな自然環境が住環境や街にうまく活用されたゆとりと潤いに満ちた生活空間の中で、街の持つ利便性を同時に感じられる「生活充実都市」を目指します。

アジア等との交流・連携による世界に開かれた「国際共栄都市」

アジアをはじめとした海外との経済・学術・文化・スポーツ・環境などの様々な分野における交流・連携を図ることにより、世界に開かれた「国際共栄都市」を目指します。

第2章 将来目標

第1節 基本目標

本市を代表する将来都市像である「豊かな資源が織りなす 食と健康のまち」を実現するため、次の7つを柱に施策の大綱を定め、総合的・計画的な行政の推進を図ります。

【社会基盤】

1．利便性に優れた快適なまち

【生活環境】

2．みんなでつくる“人”と“環境”にやさしいまち

【産業経済】

3．資源と産業が結合し湯遊と暮らせるまち

【保健医療福祉】

4．すべての人が健康で安心して生き生きと暮らせるまち

【教育文化】

5．郷土を愛し未来を拓くところ豊かな人材をはぐくむまち

【コミュニティ・協働】

6．市民と行政が協働で創る活気あふれるまち

【行財政】

7．市民とともに行財政改革を進めるまち

第2節 基本方針

【社会基盤】

1. 利便性に優れた快適なまち

市内外を結ぶ様々な幹線ネットワークの整備は、市民生活の充実や観光振興、地場産業の発展に大きく寄与するものです。

本市においては、生活・観光・産業のインフラとしての道路・交通網の確立を目指すとともに、無秩序な土地開発を規制し、魅力あふれる街並みの形成を図ります。

市民サービスの利便性向上に向けた情報通信基盤の整備に努め、快適なまちを目指します。

また、市民や観光客の円滑な移動の実現に向け、公共交通機関の充実に努めます。

【生活環境】

2. みんなでつくる“人”と“環境”にやさしいまち

本市は、豊富な温泉資源に加え、海・森林・湖沼などの自然環境に恵まれており、これらの自然環境は生活、産業、観光等に多大に貢献しています。一方で、環境問題が地球レベルでの大きな課題になっている中で、生活環境の整備や産業の振興などの様々な場面で環境負荷の軽減を意識した施策展開が必要となります。

そのため、環境と共生するライフスタイルづくりを目指すとともに、市民生活や農業を支える良質な水の安定供給を図ります。また、定住人口の維持・拡大を目指し、ゆとりと安らぎに満ちた居住空間の整備を進めます。

【産業経済】

3．資源と産業が結合し湯遊と暮らせるまち

豊かな自然環境や食文化等を満喫できる体験型観光の推進に努めるとともに、温泉等の多彩な地域資源を生かした国際的な保養観光地づくりを進めます。また、活気ある商業活動・地場産業の振興を図ります。

基幹産業である農林水産業については、担い手の育成・確保を図るとともに、安心・安全といった消費者ニーズに適切に対応しながら、温暖な気候や泉熱等を生かした付加価値の高い農林水産業の展開を図ります。

また、観光業や商業、農林水産業などの各産業相互間の多様な連携の推進に努めます。

【保健医療福祉】

4．すべての人が健康で安心して生き生きと暮らせるまち

少子高齢化の進行や健康への関心が高まる中で、高齢者、障害者、児童を含むすべての市民が、健康で自立した生活を送ることのできるまちづくりを推進します。

温泉等の地域資源を活用した健康づくりの推進を図るとともに、子育て支援体制や、在宅介護を支える高齢者福祉の充実強化を進めます。また、保健医療福祉を支える人材の育成・確保に努めます。

【教育文化】

5．郷土^{ふるさと}を愛し未来^{あす}を拓くこころ豊かな人材をはぐくむまち

本市の将来を担う子どもたちの教育は、目まぐるしく変化する社会に的確に対応するため、家庭や地域における教育の重要性を認識する必要があります。

学校、家庭、地域が一体となって、特色ある教育活動を進めるとともに、青少年の健全育成活動などを展開し、豊かな人間性や社会性、たくましく生きる力を持った子どもたちの育成を目指します。

また、市民が自らの個性と能力を伸ばせる生涯学習社会や、ふるさとの歴史や文化に誇りを持ち、それらを次代に引き継げるような環境をつくるとともに、市民の健康保持や体力向上に寄与するスポーツ・レクリエーション活動の推進に努めます。

さらに、年齢や性別などに関係なく、互いに認め合うことができる心豊かな市民であふれるまちを目指します。

【コミュニティ・協働】

6．市民と行政が協働で創る活気あふれるまち

市民の身近な生活の場であるコミュニティは、まちづくりの基盤として重要な役割を担うことが求められています。市民と行政の役割分担のもとに、自分たちのまちのことは自分たちで考え、実践していくという意識を市民も行政もしっかりと持ち、それぞれの立場で共通の目的に向かって、協働していくことが必要です。

そのため、市民のコミュニティ意識の高揚と啓発に努めるとともに、地域住民の連携や自主的な活動を促しながら、地域の特性を生かした多面的な地域コミュニティ活動に対する支援や地域コミュニティ計画づくりを支援していきます。

また、ボランティア団体、NPO等による自主的・主体的な市民活動を支援します。

【行財政】

7．市民とともに行財政改革を進めるまち

合併後の均衡ある発展と地域の一体感の醸成を図るため、合併に対する支援措置等の効果的な活用と、効率的な行財政運営が求められています。

そのため、市民と行政の情報の共有化を図り、市民が主体的に参画する仕組みづくりを進めます。また、効果的な行政サービスを提供するため、組織機構の整備に努めながら、民間活力の積極的・効果的な活用を推進します。さらに、歳入の安定確保を図りながら、公益性、必要性、有効性の視点にたった各事業の効果の検証を進め、効率的かつ効果的な財政運営に向けた取り組みを強化していきます。

また、広域的視点に立ち、各市と連携・協力し、幅広い分野で広域行政を推進します。

第3節 将来人口

1. 人口の推移

国勢調査によると、本市の総人口は年々減少を続けており、昭和45（1970）年の国勢調査で55,832人だった総人口は、平成17（2005）年には約16%減少の46,822人になっています。年齢3区分別に見ると、年少人口は減少、生産年齢人口はほぼ維持、老年人口は増加の傾向にあり、少子高齢化の傾向が顕著に現れています。

また、世帯数については、増加の傾向にありますが、1世帯当たりの人員は減少を続けており、核家族や単身世帯の増加を示しているといえます。

2. 将来人口の予測

昭和45（1970）年から平成17（2005）年までに実施された国勢調査による人口推移をもとに、平均的に推移した場合の平成27（2015）年の本市の人口予測は、44,247人になります。また、平成2（2000）年から平成17（2005）年の変化率を使用したコーホート変化率法による同年の予測は41,823人（右頁のグラフ）、国立社会保障・人口問題研究所による同年の予測は、人になるとされています。

3. 目標人口

本市の総人口については、高齢化の進行や出生率の低下が今後ますます進むと考えられることから、減少していくものと予想されます。

しかしながら、子どもを生き育てやすい環境の整備や医療体制の充実、企業誘致、定住促進策等を積極的に推進することにより、平成27（2015）年の人口が43,200人となることを目標にします。

また、これからは、定住促進策を推進するとともに、交流人口を増やすための施策に取り組み、地域の活性化を図ることも重要です。

本市の総人口

平成17年以前の実績人口（世帯数）は、合併前の旧市町のデータ合算により求めています。

年齢3区分

0～14歳を年少人口、15～64歳を生産年齢人口、65歳以上を老年人口とする人口の年齢構造を分析するための区分。

コーホート変化率法

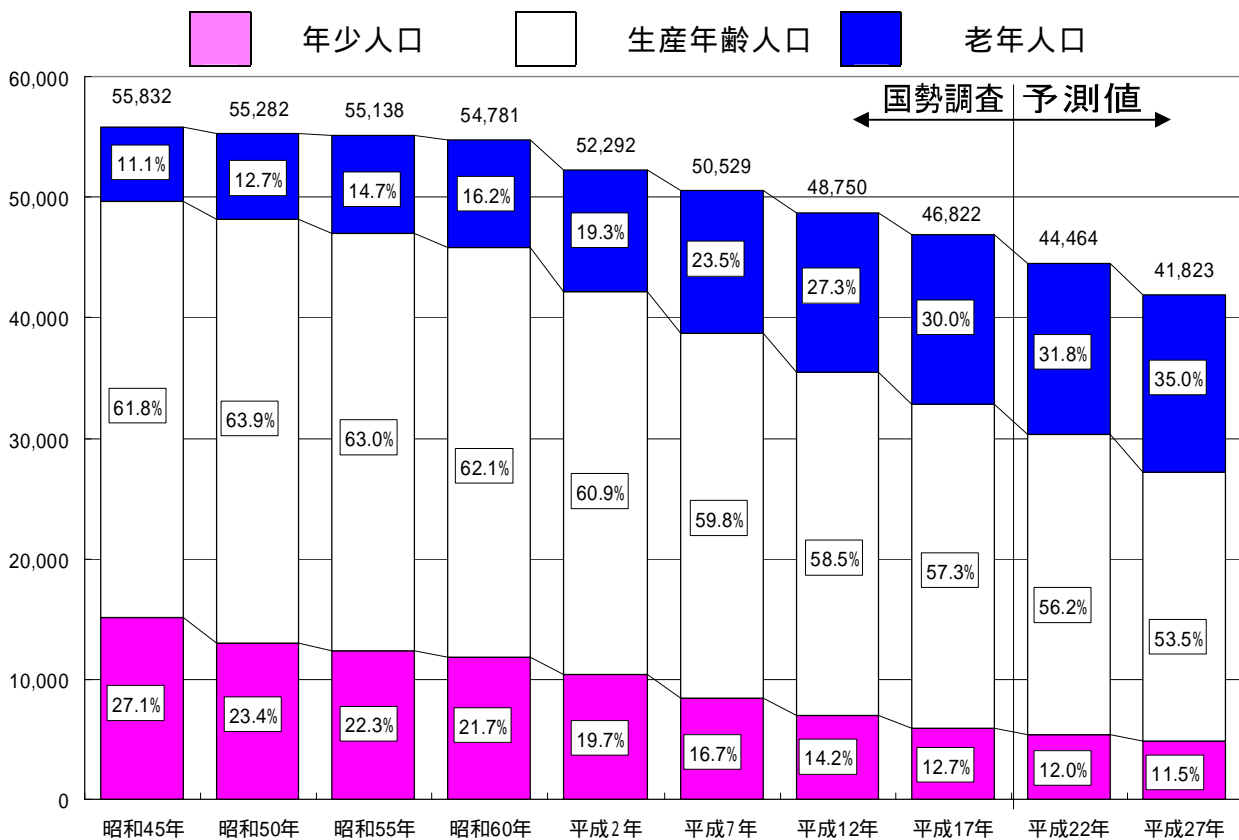
性別、年齢別の集団（コーホート）の過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

人口および世帯数の推移

国勢調査による実績値

	人口				世帯	
	総数 (人)	男 (人)	女 (人)	前年比 (%)	総数 (戸)	1世帯当たりの人員 (人)
昭和45(1970)年	55,832	25,466	30,366	-	16,427	3.4
50(1975)年	55,282	25,281	30,001	99.0%	17,253	3.2
55(1980)年	55,140	25,362	29,778	99.7%	18,727	2.9
60(1985)年	54,781	25,135	29,646	99.3%	19,249	2.8
平成2(1990)年	52,292	23,742	28,550	95.5%	19,081	2.7
7(1995)年	50,529	22,940	27,589	96.6%	19,372	2.6
12(2000)年	48,750	22,122	26,628	96.5%	19,569	2.5
17(2005)年	46,822	21,243	25,579	96.0%	19,730	2.4

年齢3区分の推移およびコーホート変化率法による将来人口の予測



第3章 施策の大綱

第1節 利便性に優れた快適なまち【社会基盤】

1. 住みやすい魅力あふれるまち

(1) 幹線道路網の整備

国道や県道、市道などの幹線道路網の整備は、市民生活の向上や観光の振興、産業経済の発展など、地域の振興に大きく寄与するものです。

本市においては、国や県等の関係機関と連携し、国道226号の4車線化や県道・幹線市道の拡幅・改良など、広域的な道路・交通網の整備を促進します。

(2) 生活道路の整備

市道などの生活道路の整備は、歩行者の安全性や環境の保全に配慮する必要があります。

このことから、市民が安心して利用できるようバリアフリー化を推進するなど、快適で安全な生活道路の整備を推進します。

(3) 観光ロードの創出

本市は、開聞岳や長崎鼻、砂むし温泉など多くの観光資源を有しています。

これらの観光資源を有効活用し「保養観光都市指宿」のイメージアップを図るため、観光ルートや幹線道路への植栽等を推進するとともに、国や県、市民との協働による魅力ある観光ロードの創出に努めます。

(4) 公共交通体系の充実

日常生活の利便性を図るため、JR指宿枕崎線や路線バス等の利用向上の取り組みを促進するとともに、市内循環バスの安定的な運行を推進し、市民の重要な公共交通手段を確保します。

また、薩摩半島と大隅半島を結ぶ「海の国道」として観光や物流の重要な輸送経路の役割を担う山川・根占航路が、安定的に運航できるよう努めます。

2. にぎわいのある元気あふれるまち

(1) 秩序ある土地利用の推進

秩序ある土地利用は、自然や文化を保護するとともに、豊かで住みよい生活環境の醸成につながります。

また、地籍調査を早期に完了させ、土地の有効活用に役立てるとともに、各種の土地利用計画等に基づき、無秩序な開発を規制することで、土地の有効利用を図ります。

(2) 市街地の活性化

市街地の活性化を図るためには、土地の有効活用が必要です。

そのためにも、市民のニーズに合った都市計画マスタープラン等の計画を策定し、住んでいる人や訪れる人が過ごしやすいまちの形成を推進します。

また、魅力ある市街地の実現に向け、市民や観光客の憩いの場の創設を図ります。

3. 人と人をつなぐ情報が生きるまち

(1) 情報通信基盤の整備

国は、日本型ICT社会の実現を目指して、「e-japan戦略」や「u-japan戦略」など、さまざまな施策を進めています。

福祉、医療、教育、行政など日常生活のあらゆる分野で望まれるユビキタス社会の実現に向け、高速通信回線網の整備の促進など市民サービスの向上を図ります。

バリアフリー

障害者や高齢者などが生活する上で妨げとなる物理的・社会的障害を取り除くこと。

海の国道

山川・根占航路は、海を隔てて半島を結ぶ国道269号を補完する航路であることから、「海の国道」、「海上国道」と呼ばれる。

都市計画マスタープラン

都市計画法で定められた市の都市計画に関する基本的な方針を定めた計画。

「e-japan戦略」、「u-japan戦略」

高度情報通信ネットワーク構築に向けた国の施策。

ICT

コンピュータやデータ通信に関する技術の総称。情報通信技術。

ユビキタス社会

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」が情報通信技術の恩恵を受けることができる環境が整った社会。

第2節 みんなでつくる“人”と“環境”にやさしいまち【生活環境】

1. ゆとりとやすらぎに満ちたまち

(1) 定住促進対策の充実

市内全域に広がる美しい自然環境との調和を基本とし、秩序ある宅地開発を推進します。

また、体験型観光やグリーンツーリズムを推進し、指宿の良さを広く周知することによる定住促進を図るとともに、ホームページなどを活用した情報発信に努め、市外から移住しやすい環境整備に努めます。

(2) 公営住宅の整備

市民が健康で文化的な生活を営むためには、居住の安定確保を図ることが不可欠です。

そのためにも、老朽化した公営住宅の計画的な建て替えや改修を推進するとともに、入居者が生活しやすい環境整備を図ります。

(3) 公園・緑地の充実

緑あふれる公園は、市民や観光客に潤いを与えてくれるとともに、防災空間としての機能も備えています。

本市では、このような公園等の充実を図るため、公園の設置や維持管理に努めるとともに、アダプト制度等の導入により自分たちの地域に愛着を持つ心を育みます。

(4) 景観保護の推進

本市は、開聞岳や池田湖、長崎鼻などの美しい自然景観に満ち溢れています。

この素晴らしい資源を守るため、景観保護に向けた条例の整備を推進します。また、観光ルートや沿道に菜の花などの植栽を進めるとともに、市民との協働による「花のあるまちづくり」を推進します。

(5) 上水道施設の整備

上水道は、日常生活に直結し、市民の^{いのち}生命と健康を守るために欠かすことのできないものです。

本市では、安全でおいしい水を安定的に供給するための施設整備を推進するとともに、水道週間の周知や浄水施設見学などを通じて、水の大切さを啓発します。

(6) 下水道施設の整備

市民の快適な生活環境の確保を図るため、下水道施設の整備を継続して行うとともに、下水道区域以外における合併処理浄化槽の普及を促進し、公共用水域の保全と生活環境の向上を図ります。

2 . 環境と循環の“^わ環”で未来へつなぐまち

(1) 協働による環境負荷の少ないまちづくり

本市は、素晴らしい自然環境に恵まれています。私たちは、これらをしっかりと保全しながら、次世代に引き継いでいかなければならない責務を担っています。市民、事業者との協働により、環境への負荷が少ないまちづくりの構築を目指し、各種施策を推進します。

また、地球温暖化の防止が喫緊の課題となっていることから、省エネルギーの取り組みや自然にやさしいクリーンなエネルギーの活用を推進します。

(2) 持続可能な資源循環型のまちづくり

これからは、これまでのような大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを改め、限りある資源を有効に活用し、地球にやさしい生活を実践していく必要があります。さらなる資源循環型社会を目指して、ごみの減量化・資源化および再利用の推進を図ります。また、ごみの安定的な処理を行うため、ごみ処理施設の整備を図ります。

グリーンツーリズム

農業体験などを目的とする滞在型の余暇活動。

アダプト制度

道路・水路・公園・緑地等の公共施設を「養子」とみなし、自らの活動と責任で公共施設を管理する制度。

3．市民の暮らしを守る災害に強いまち

(1) 消防・救急体制の強化

火災や自然災害、その他の災害に対応するためには、消防・救急体制の強化と予防体制の充実が欠かせません。

本市では、消防署や消防団等と連携し、消防・救急体制の強化に努めます。また、自主防災組織の育成などを通じて、市民の防災意識の高揚を図り、予防体制の強化を促進します。

(2) 防災体制の強化

災害に強いまちづくりを推進するためには、行政と市民が一体になった協力体制づくりが必要です。

本市においては、施設等の改修・補強を実施するとともに、低地帯の浸水被害の解消を図るため、総合的な雨水対策を進めます。また、避難体制の確立に努めるとともに、自主防災組織など市民による自主防災体制の強化を図ります。

4．安全で安心して暮らせるまち

(1) 交通安全・防犯対策の強化

交通安全施設については、関係機関と連携を図りながら現地調査を行い、計画的に整備します。また、安全運転に関する啓発を行いながら、交通事故防止に努めます。

防犯対策については、警察や防犯団体などの関係機関と連携を図り、地域住民との協働による防犯活動を推進します。

(2) 消費生活対策の推進

インターネット販売による商品取引のトラブルや悪質な訪問販売の増加、架空請求、ヤミ金融など、消費者を取り巻く環境が複雑化・多様化・巧妙化し、商品やサービスの安全性に対する不安が高まっています。

そのため、県消費生活センターをはじめとする関係機関と連携のもと、消費者教育や情報の提供、相談体制の充実を図り、消費者の安全と利益の確保に努めます。

第3節 資源と産業が結合し湯遊と暮らせるまち【産業経済】

1. 資源を生かし活力に満ちた農林水産業のまち

(1) 農業の振興

温暖な気候や、広大な畑地を生かした野菜や花き、果樹、畜産等の生産性の向上を図るため、施設や農地等の生産基盤の整備を推進します。

担い手農家や新規就農者、農業後継者等が気軽に相談できる体制を充実させるとともに、農地の集積による認定農業者の規模拡大を図ります。

消費者の本物・健康・安全志向等の多様なニーズに対応するため、市場から信頼される産地づくりを目指します。また、家畜排せつ物の適正な管理と利用に加え、化学肥料、農薬等の適正な使用による環境にやさしい農業および安心・安全な作物づくりを推進します。

さらに、生産された様々な農産物等を生かした農産加工品づくりと地産地消を含めた販売の強化に努めます。

(2) 水産業の振興

水産業を取り巻く環境は、世界的な魚食の人気によるかつお節原料の不足や水産資源の減少などによる漁獲量の減少、燃油価格の高騰など厳しい状況が続いています。

水産技術開発センターなどの関係機関と連携を図り、養殖技術の高度化や藻場の造成などを進め、つくり育て管理する漁業を推進します。

漁港の整備を推進するとともに、かつお節原料の確保に努めます。

また、新鮮な魚介類や練り製品など、水産加工品のPRや展示販売するための施設整備を行います。

農地の集積

認定農業者の所有農地へ農地を集めることである。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、農業の中心的担い手として市町村が認定する農業者。認定農業者には税制上の優遇措置や長期低利融資の優先などの特典が与えられる。

水源かん養

森林生態系の存在により豪雨時における河川の増水量を軽減させるとともに、無降雨時の基底流出量を安定的に供給す

(3) 林業の振興

森林は、国土の保全や景観の保持、水源かん養、地球温暖化防止などの多様な機能を有しています。

森林資源の確保・充実を図るため、林道の維持や除間伐など適正な維持管理を推進します。

また、関係機関と連携し、地元材の活用を推進するなど需要拡大を図ります。

2 . 自然と温泉を生かした国際観光のまち

(1) 地域素材の提供体制づくり

現在の旅行スタイルは、団体から個人へ、物見遊山的な観光から地域素材にふれあえる体験型観光へと変化しています。

幸いにも本市には、九州最大の湖である池田湖や秀麗な開聞岳、眺望絶景な長崎鼻などの自然、また肥沃な大地を生かした農作物、海に囲まれた土地ならではの新鮮な魚介類、そして豊富な温泉資源に恵まれています。あわせて、人情味あふれるホスピタリティに満ちた人々も数多くいます。

今後は、観光客のニーズを的確に捉え、豊かな地域素材を生かした菜の花マラソン大会等のイベントを開催するなど、体験型観光を推進します。また、新鮮な地元食材を活用した料理を観光客へ提供できるよう関係機関との連携を図ります。

(2) 観光地の整備

日本百名山の開聞岳、かおり風景100選の知林ヶ島、水の郷百選の唐船峡、西郷南洲翁が長期逗留したという鰻温泉など、本市内には至るところに魅力ある観光資源が点在しており、今後は、これらの観光資源を面として捉えた一体的な整備を進めます。

また、地域住民との協働のもと、非日常性やスローライフ・スローフードを体感できる観光地づくりを推進します。

スローライフ

スローライフ (Slow Life) とは、生活様式に関する思想の一つで、地産地消や歩行型社会を目指す生活様式を指す。

スローフード

スローフード (Slow Food) とは、ファストフード (fast food) と対立する概念であり、その土地の伝統的な食文化や食材を見直す運動、または、その食品自体を指すことば。

(3) 宣伝・誘客活動の推進

21世紀は、アジアの32億の人々が旅行を楽しむ時代が到来するといわれています。また、NHK大河ドラマ「篤姫」の放映や平成23年春には九州新幹線が全線開業します。

これらを追い風として、観光情報の発信や観光キャンペーンを積極的に実施し、国内外からの誘客の促進を図ります。

(4) 温泉を活用したまちづくり

本市は全域を霧島火山脈が縦断しており、「指宿」の語源である「湯豊宿」^{ゆぶしゆく}からもわかるように、豊富な温泉資源に恵まれています。

医学的効能が実証され、世界的にも珍しい「天然砂むし温泉」をはじめ多くの温泉があり、これら温泉のもつ健康・保養の機能とスポーツ・医療・福祉を結びつけた温泉地としてのまちづくりを推進します。

3 . 活気あふれる商と工の育つまち

(1) 商業の活性化

車社会の進展やライフスタイルの変化、大型店の郊外への進出などにより、中心市街地や既存の商店を取り巻く環境は大きく変化してきています。

商工会議所や商工会等との連携を深めながら融資制度などの各種施策を推進するとともに、商品券事業の実施やイベント等の開催により、にぎわいを創出し、商店街の活性化を図ります。

(2) 工業等の振興

地域経済の活性化を図るためには、地元企業の経営強化と幅広い分野からの企業誘致を進める必要があります。

商工会議所や商工会等の関係機関と連携し、企業に対する経営指導や研修機会の充実、相談体制づくりを進め、高度な知識や技能を備えた人材の育成や地元企業の経営基盤の強化を促進します。

また、「指宿市工場等設置奨励条例」等を活用した企業誘致に努めます。

(3) 雇用の創出と産業間の連携

雇用については、関係機関や関係団体、企業等と連携を強化し、職業能力の開発支援や相談体制の充実、情報の提供に努め、働きたいと願う市民が自己の能力を十分に発揮できる就労環境づくりを進めます。

また、産業間の連携については、商業や工業、観光業、農林水産業などの各産業間の多様な連携の推進に努めます。

指宿市工場等設置奨励条例

本市の工業の振興を促進するとともに、雇用の場の拡大を図るため、工場を設置するものに対して、固定資産税等相当額の補助や工場用地取得費用の一部助成を行うことを市が定めたもの。

第4節 すべての人が健康で安心して生き生きと暮らせるまち

【保健医療福祉】

1. 地域資源を生かした健康のまち

(1) 自主的な健康づくりの推進

「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、自主的な健康づくりの必要性が叫ばれています。美しい自然を活用した日常生活の中で各種スポーツ等の普及、新鮮で豊かな食材を活用した食生活改善の推進、砂むし温泉をはじめとした豊かな温泉資源の活用などにより、市民の自主的な健康づくりを推進します。

(2) 各種健診事業の充実

食生活の欧米化や自動車を中心とした交通手段の発達による運動不足、また複雑化した社会環境によるストレスなど、生活習慣病を発症する要因が多岐に広がっています。

今後は、生活習慣病に着目した特定健診・特定保健指導を充実するとともに、疾病の早期発見、早期治療のための各種検診等を実施し、市民の健康の確保を図っていきます。

(3) 安心・信頼の医療の確保

市民一人ひとりが安心と信頼を持てるように、関係機関と協力しながら、予防、診断、治療、リハビリテーション、介護等安心できる保健・医療の体制づくりを推進します。

また、緊急時の医療の不安を解消するため、救急、および休日・夜間等の地域医療体制の充実に努めます。

(4) 保健福祉部門の体制強化

市民が生涯を通して安心して生きがいに満ちた生活をおくれるように、保健・医療・福祉、その他の関係機関と連携し、保健福祉部門における指導体制を強化します。

2. のびのび成長！にこにこ子育て！笑顔あふれるまち

(1) 子育て相談・支援体制の強化

子どもの幸せを第一に考え、子育てをしているすべての人が安心して子育てが出来るよう、環境の整備に努めるとともに、様々な子育て支援サービスの充実に努めます。

障害のある児童、発達に疑いのある児童の早期療育のため、基本動作指導および集団生活適応訓練等を実施し、発達の支援並びに障害の重度化の予防に努めます。

(2) 保育体制の充実

家族形態や就労形態の多様化に伴い、保育に対する市民ニーズも変化しています。このため、誰もが安心して子育てをすることができるよう、市民が利用しやすい保育サービスの提供に努めます。

3. 地域ぐるみでめざす「生涯現役」のまち

(1) 高齢者の能力の活用

高齢者自身が、明るく活力に満ちた生活を送るためには、「生涯現役」という心意気のもと、地域社会の中で自らの技術と経験を生かした働く場の創出や社会参加と生きがいづくりが重要となります。そのため、シルバー人材センターへの登録や利用の促進を図るとともに老人クラブ等の活動への参加を促進します。

(2) 介護予防の重点的な推進

健康で生き生きと自立した生活が送れるよう、温泉資源の活用やふれあいデイなどによる介護予防の施策と、行政・医療・福祉などの関係機関が一体となった取り組みを推進します。

(3) 在宅介護への支援強化

高齢者世帯、独居老人、認知症老人が増える中で、高齢者が健康で自立した在宅生活を送れるよう、介護予防事業の推進を図りながら、在宅介護サービスや地域ボランティアの活用など家族や地域で高齢者を支える体制づくりを推進しま

特定健診・特定保健指導

2008年4月から、40歳～74歳の国民を対象に実施される健康診査および保健指導。これにより、メタボリックシンドロームなどの生活習慣病の予防を図る。

す。

4．住み慣れた地域や家庭の中で安心して暮らせるまち

(1) 障害福祉の充実

障害者（児）ができるだけ自立した生活が送れるよう、障害者自立支援法に基づく諸制度およびその他の制度を活用し、住み慣れた地域でその有する能力に応じた日常生活または社会生活が営めるよう積極的に支援します。また、障害者（児）に対する市民の理解を求めるための啓発を行うとともに、障害者（児）が社会活動に自由に参加し、その能力を十分に発揮できるような施策の展開に努めます。

(2) 地域福祉推進体制の強化

住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域社会全体で互いに支え合い、自立を支援することが重要です。地域福祉の核となる社会福祉協議会や、その他の社会福祉団体、ボランティア、NPO法人などと連携し、地域福祉推進体制の強化を図ります。

(3) 安心な生活の確保

急速な少子高齢化や就労形態の多様化などを背景に、社会保障制度の重要性が高まっています。

国民年金制度については、関係機関と連携を図り、広報・啓発活動および相談体制の充実や受給権の確保に努めます。

生活に困窮している世帯については、経済的自立と生活意欲の向上を促すため、関係機関との連携のもと相談・指導の充実を図るとともに、生活保護制度の適正な運用に努めます。

第5節 ^{ふるさと}郷土を愛し^{あす}未来を拓くこころ豊かな人材をはぐくむまち

【教育文化】

1. 子どもの夢があふれるまち

(1) 幼児教育の推進

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。家庭や幼稚園、保育園、小学校、地域等が連携を図りながら、幼児一人ひとりの望ましい発達をサポートし、豊かな感性をはぐくむ幼児教育を推進します。

(2) 学校教育の充実

まちづくりの基本は人づくりであり、教育は「人づくり」の原点と言えます。これまではぐくまれてきた指宿の良き教育風土や一人ひとりの個性を大切にしながら、確かな学力と豊かな人間性のバランスがとれた児童・生徒の育成を目指します。

(3) 教育施設・環境の整備充実

幼稚園や学校は、教育活動の拠点であり、子どもたちが一日の大半を過ごす学習や生活の場です。子どもたちが安心して楽しく学ぶことができる教育施設や設備の整備充実を図るとともに、多様化する教育内容や情報化社会に対応した快適な教育環境の充実に努めます。

2. 互いに学びふれあうまち

(1) 生涯学習の推進

人の価値観は「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと変化しています。すべての市民が生きがいを持って充実した人生を送るため、「いつでも・どこでも・だれでも」の言葉に表される生涯学習社会の実現を目指します。

また、市民の学習意欲を高めるため、学習ニーズやライフステージに応じた学習体系の充実を図ります。

(2) 青少年の健全育成

次代を担う子どもたちが将来に夢や希望を持ち、自立の精神と豊かな感性、ふるさとを愛する心を持った人間に成長することは、市民共通の願いです。

「地域の子どもは、地域で守り育てる」という気運の醸成を図るとともに、家庭や学校、地域が連携を強化し、健全な青少年を育成するための活動を展開します。

3 . 歴史と文化の香り漂うまち

(1) 文化財の保存・活用

本市にある遺跡や文化財は、長い歴史の中ではぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産です。これらを後世へ引き継いでいくため、市内にある文化財の存在やその重要性を市民に広報し、適切な保護・保存に努め、学習・観光等への活用を図ります。

(2) 文化芸術活動の推進

市民が自発的に行う文化芸術活動を支援するため、活動の場の提供や発表機会の充実を図ります。

また、姉妹・友好都市をはじめとする国内外各地との交流を深め、本市の文化の向上に寄与し、市民の国際理解や文化意識の高揚を図ります。

4 . さわやかな汗が輝^{ひか}るまち

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

近年の健康志向や余暇時間の増大に伴い、市民の健康づくりや体力づくりへの関心が高まっています。

市民の誰もが生涯にわたってスポーツに親しめるよう、それぞれの体力に応じたスポーツメニューの充実を図り、「市民1人1スポーツ」の実現を目指します。

また、既存施設を有効活用しながら、各種スポーツ大会やイベントを開催し、市民の主体的なスポーツ活動や交流活動を促進します。

ライフステージ

幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期など、人の一生を年齢や生活スタイルなどで区切った期間のこと。

5 . みんなが仲良く暮らせるまち

(1) 人権の尊重

21世紀は、「人権の世紀」と言われています。基本的人権がすべての人々に対して尊重されるよう、人権についての正しい理解や認識を啓発するとともに、学習機会の提供や学校における人権教育等を推進します。

(2) 多様なあり方を認め合う意識の醸成

日常生活のあらゆる場において、人々の支え合いがより一層重視されており、私たちが支え合う前提として、性別・年齢・ライフスタイルなどの多様なあり方に配慮する人権尊重の意識を持つことが求められています。

家庭や学校、地域等における様々な機会をとらえて、男女共同参画社会の形成に向けた学習機会の提供や教育の充実、慣行やしきたりの見直しなどを進めます。

第6節 市民と行政が協働で創る活気あふれるまち【コミュニティ・協働】

1. 地域の力で元気なまち

(1) コミュニティ意識の高揚

地方分権が進む社会では、市民の身近な生活の場であるコミュニティは、まちづくりの基盤として重要な役割を担うことが求められています。市民と行政の役割分担のもとに、自分たちのまちのことは自分たちで考え、創り、守り、そしてはぐくんでいくという意識を市民も行政もしっかりと持ち、ともに考え、行動していく“協働”を前提としたまちづくりに取り組んでいくことが必要です。そのために、市民の意識醸成を図ることが重要であることから、地域活動の情報を積極的に提供し、自主自立意識の高揚と啓発に努めます。

(2) 地域コミュニティへの支援

地域コミュニティの中核をなす自治会との連携・協力体制を強化し、円滑な地域運営を支援するとともに、地域を支えるコミュニティリーダーの育成に努めます。

また、地域コミュニティには、地域住民の安全・安心な暮らしや福祉の向上、子どもの健全育成などが期待されることから、地域コミュニティ活動を支援するとともに、市民の地域活動への参加を促します。

(3) 地域コミュニティ計画の策定

地域コミュニティ組織の充実と地域コミュニティ活動の活発化を図るためには、地域自らが地域の問題点や課題を把握・整理して、今後の活動や地域づくりの方向を示した地域コミュニティ計画を策定し、自ら行動する必要があります。行政として、その計画づくりや地域活動等に対し、可能な支援を行います。

また、地域住民と行政の意見交換の場を設けます。

2. みんなが支えあってつくるまち

(1) 市民と行政との協働の推進

市民団体等の提案による公募型補助事業制度を導入し、公共的なサービスに対する自主的な活動を支援します。

また、ボランティア団体、NPO等による自主的・主体的な市民活動を支援していくとともに、行政や団体、個人がそれぞれの立場や役割を理解し、尊重しながら、共通の目的に向かって対等な立場で協力していく仕組みづくりを進めます。

地方分権

国と地方公共団体とが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性および自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ること。

協働

同じ目的のために、協力して働くこと。

コミュニティ

一般的に共同体または地域社会。

地域コミュニティ

特に地域の結びつきが強く、ある一定の地域に属する人々が自主性と自らの責任において、住みよい地域づくりを行う集団。

NPO

公益を目的として市民活動やボランティア活動をする人々が結成する民間非営利団体。

第7節 市民とともに行財政改革を進めるまち【行財政】

1. 市民が主体的に参画するまち

(1) 情報の積極的な提供と活用

市民の共感に支えられた施策を推進するため、市の施策に関する情報発信・公開を積極的に進め、市民が情報を共有できる環境をつくります。

あわせて、市民の声や意向を聴く機会を設け、市民が求めるものを的確に把握し、市政に反映していきます。

(2) 市民参画機会の拡充

行政運営の透明性の向上と市民との協働による市政の推進を図るため、パブリック・コメント制度の活用や審議会等への市民参画機会を拡充します。

2. 効果的な市民サービスを提供するまち

(1) 行政情報ネットワークの充実・活用

急速に進展するインターネット など情報通信技術は、これまでの市民生活や経済活動に大きな変化をもたらし、市民生活での活用も進んでいます。

そのため、行政情報ネットワークをより充実させるとともに、その活用をさらに推進し、市民サービスの向上を図ります。

(2) 分権社会における効率的な組織機構の整備

地方分権、権限移譲の進展に伴い、さまざまな業務が発生し、今後も増加することが予想されることから、これらの新たな業務に迅速かつ的確に対応するため、柔軟な組織機構の整備が求められています。

事務事業の見直しを積極的に進めるとともに、市民サービスの低下を招かない体制を維持しながら、定員管理の適正化や計画的な職員配置に努め、簡素で効率的な組織機構の整備に努めます。

(3) 民間活力の積極的・効果的な活用

民間と行政の適切な役割分担の下で、民間活力をより積極的・効果的に活用することは、行政運営の効率化、市民サービスの向上という観点からも重要です。

「民間でできることは民間に」を基本として、「民間委託等の推進に関する指針」に基づき、本市が行っている事務事業の民間委託等を積極的に推進します。

(4) 人材育成の推進

地方分権や多様化・高度化する行政需要等に対応し、行財政改革を確実に推進させるためには、職員一人ひとりの意識改革と総合的な人材育成を通じた職員の資質向上が重要です。

人材育成基本方針に基づき、計画的に職員の人材育成を推進するとともに、人材育成の観点に立った人事管理と、職場環境の改善等を行います。

3 . 健全な財政運営に取り組むまち

(1) 効率的・効果的な事業の実施

健全な財政運営の確立を図るため、有利な起債や国、県等の財政支援策を効果的に活用します。

また、公益性、必要性、有効性の視点にたった自主評価や外部評価により各事業の効果を検証し、効率的かつ効果的な事業の実施に努めます。

(2) 公営企業等の経営健全化の推進

地方公営企業等についても、積極的に経営基盤の強化に取り組むことが求められています。それぞれの会計の事業趣旨に基づき、独立採算を基本とした健全な経営に努めます。また、市の第三セクター等についても、社会情勢の変化や新たなニーズに対応するため、設置目的や活動状況等について検討し、それぞれの主体性を考慮しながら業務執行の効率化等運営の改善や情報公開等を要請します。

地方分権

国と地方公共団体とが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性および自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ること。

4 . 広域で連携するまち

(1) 広域行政の推進

交通網の整備や高度情報化の急速な発達、余暇の過ごし方や価値観の多様化に伴い、市民の生活圏は市町村の区域を越えてますます広域化してきています。

地域間競争の激化や、行政に対する市民の要望の多様化・高度化など多様なニーズに対応し、効率的な行政運営を進めるため、隣接する各市と連携し、幅広い分野で広域行政を推進します。